

人事・労務に役立つ News Letter

きりん通信

きりん 人事労務
管理事務所

発行日：2016年3月1日

3
2016

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします。

発行：きりん人事労務管理事務所

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 639-1-C101

TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp URL <http://www.sr-kirin.jp>

Kirin News

きりん事務所のホームページが(ほぼ)完成



きりん人事労務管理事務所事務所のホームページをやっと公開することが出来ました。全てのページに思いを込めて作成しております。未完成のページがまだ少し残っておりますが、コツコツと1人深夜に進めておりますので、今しばらくお待ち下さい。

新規顧客獲得を目指すものではなく、顧問先の皆さまのお役に立てるコンテンツにしていきたいと思っております。きりん人事労務管理事務所事務所同様、日々進化させていきたいと思っておりますので是非ご活用下さい。

Q&Aコーナーには皆様から頂いた生のご質問で、多くの皆さまのお役に立ちそうなものなどを掲載して参ります。皆さまからのご質問もお待ちしています。

トピックスにはマイナンバーの最新情報や、行政の社会保険調査方針の発表など、皆さまのお役に立つ情報を随時掲載しております。

補助金・助成金をご活用 の皆さまには、是非一度、補助金・助成金の記事に目を通して頂ければなあ、と思います。今後、新しい助成金の活用法などを、音声でお伝えするコーナーなども検討中です。

お仕事カレンダーは毎月の定例業務を掲載しております。

きりん人事労務管理事務所は、「本当に必要とされる事務所である為に、本当に必要とされるサービスの提供」を日々考えています。そして、皆さまから「身近で相談しやすい」と思っていたただける専門家でありたいと思っています。ホームページもそんな思いで作りました。

このホームページの作成費用に活用した「小規模事業者持続化補助金」の新たな公募が始まりました。この補助金は多くの事業者が活用出来る可能性のあるものです。ご興味のある方はご相談下さい。

公募期間は平成28年2月26日から平成28年5月13日です。

雇用継続給付の支給申請手続きが改正されました

平成 28 年 2 月 16 日を施行日として、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)の支給申請手続きが改正されています。概要は次のとおりです。

雇用継続給付の支給申請手続きの改正〔概要〕

改正前

雇用継続給付の支給申請は、原則として、雇用継続給付の支給を受けようとする被保険者が行うが、労使協定(事業主と労働者の過半数で組織する労働組合等との間の書面による協定)があるときは、**事業主が被保険者に代わって公共職業安定所に支給申請書等を提出**することができる。→**事業主は 代理人**
事業主による雇用継続給付の申請に当たり、公共職業安定所が事業主から個人番号の提供を受ける場合には、代理権の確認等が必要。

公共職業安定所の窓口で代理権の確認等をする場合、事業主の負担が大きく、情報漏洩のリスクもある。そこで、次のように改正

改正後(平成 28 年 2 月 16 日～)

雇用継続給付の支給申請は、雇用継続給付を受けようとする**被保険者が、原則として、事業主を経由して公共職業安定所に支給申請書等を提出**することにより行う(労使協定は不要)。→**事業主は 個人番号関係事務実施者**
雇用継続給付の申請に当たっては、事業主は、個人番号関係事務実施者として、被保険者について本人確認を行う(代理権の確認等は不要)。

③事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。

③本人が提出することも可能ですが、事業主からの提出が原則です。

確認 従業員からマイナンバーを取得する際には、なりすまし防止のため、本人確認が必要です。本人確認とは、①番号確認(正しい番号であることの確認)、②身元(実在)確認(番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認のことであり



番号確認	身元(実在)確認
個人番号カード(個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます)	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある 住民票 (住民票記載事項証明書)	①～③のいずれか ① 次の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 ② 次の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など ③ 上記①②がない場合は、次の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

お仕事
カレンダー
3月

3/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8000 万円未満の工事 ●2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
3/15	●3/15 は 所得税・贈与税の申告・納税期限 ●所得税の確定申告書の提出 ●所得税の更正請求(前年度分) ●個人青色申告承認申請所の提出 (新規適用のもの) ●確定申告税額の延納の届出書の提出 ●所得税確定損失申告書の提出 ●贈与税の申告(前年度分) ●個人の道府県民税・市町村民税の申告 ●個人事業税の申告
3/31	●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付 ●個人事業者の消費税の確定申告 ●1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告 ●4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

◆偉人の名言◆～決して落胆しないこと。それが将軍としての第一の素質である。～
企業のトップに立つということは、「仕事ができる」だけではすまない、大きな人間力が必要だと思います。経営者の皆さまからは、いつも沢山の刺激や学びを頂いております。ありがとうございます。
今月の名言はナポレオン・ボナパルト。フランスの軍人であり政治家でもありました。